

◎新潟県告示第1101号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により実施する三条市の特定計量器定期検査の検査場所(平成29年9月新潟県告示第1012号)の一部を次のとおり変更する。

平成29年10月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

変更前	変更後
三条市役所第2庁舎101会議室	三条市役所マイクロバス駐車場